

地方債証券の あらまし



総務省自治財政局地方債課

TEL : 03-5253-5111 (代表) 03-5253-5630 (直通)

FAX : 03-5253-5631

※この印刷物は古紙配合率70%再生紙を使用しています。



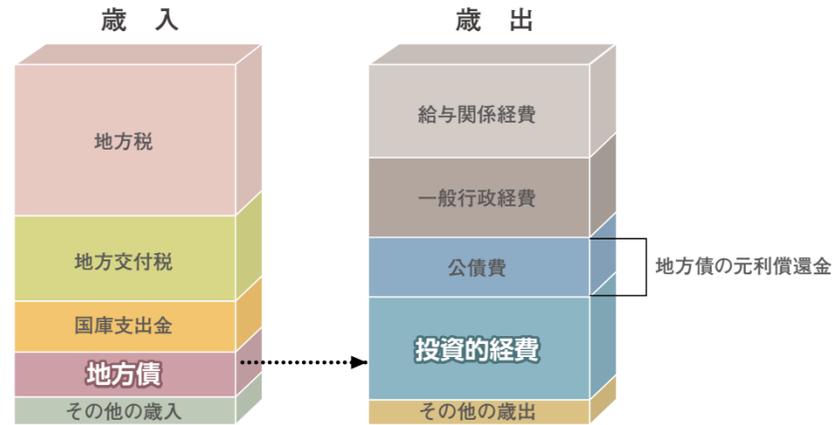
総務省

このパンフレットは制度解説を目的としており、
個々の地方債に関する情報を説明することを目的としておりません。

「地方債」とは？

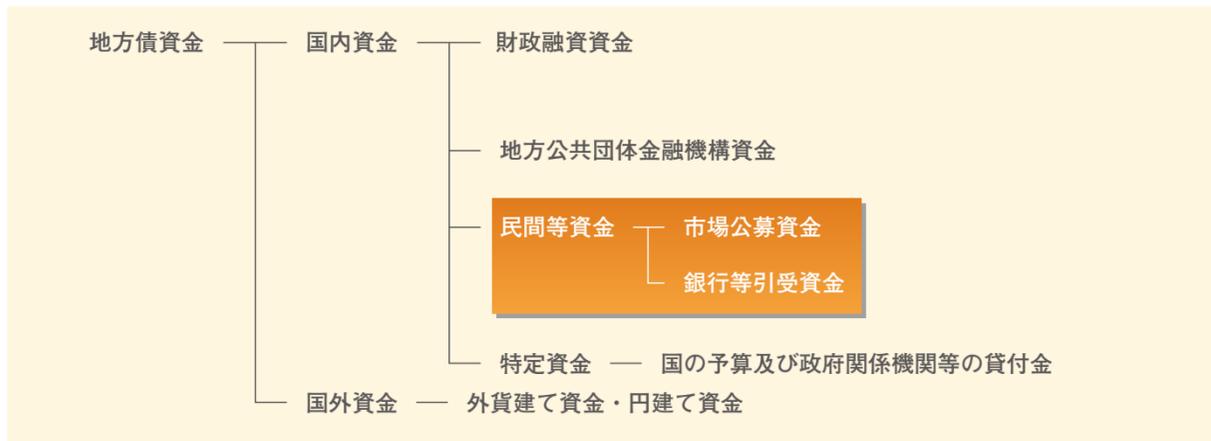
「地方債」とは「地方公共団体が一般会計年度を超えて行う借入れ」をいいます。

地方公共団体は様々な行政サービスを提供していますが、地方債はそのサービス提供の裏づけとなる財源（歳入）の一つとして位置づけられ、原則として投資的経費（建設事業関係の経費）の一定部分に充てられます。



地方債を借入先ごとに分類すると以下のとおりとなります。

地方債の借入先による分類



contents

■「地方債」とは？	2	■地方債の安全性	6
■地方債の商品性	3	①地方債の元利償還に対する国の財源保障	6
①購入対象となる地方債	3	②早期是正措置としての起債許可制度	8
②市場公募地方債の特徴	4	③「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行	8
③市場公募地方債の発行に関する情報	5	■地方債の協議制度・事前届出制度について	10
		■Q&A	11

地方債の商品性

① 購入対象となる地方債

購入対象となる地方債は、2ページの「地方債の借入先による分類」の中の「民間等資金」であり、市場公募地方債及び銀行等引受地方債の2種類があります。



市場公募地方債とは？

広く投資家に購入を募る方法により発行される地方債です。新規発行分については、その市場公募地方債の引受機関（募集取扱い機関）である証券会社等の金融機関を通じて購入できます。既発行分については、引受機関以外でも取扱いがありますので、証券会社等の金融機関にお問い合わせください。

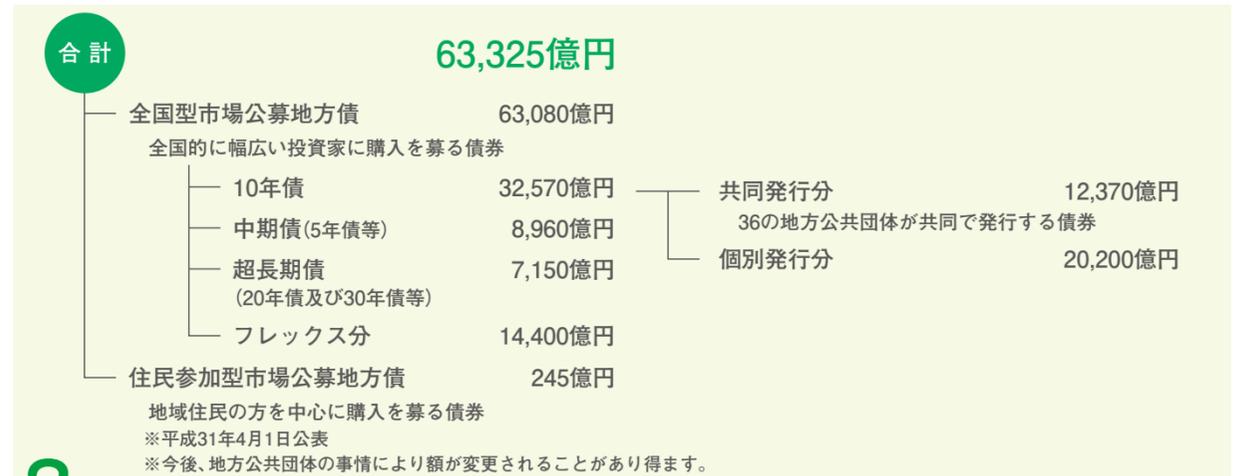
令和元年度現在、全国型市場公募地方債発行団体（発行を予定している団体を含む）は、以下の56団体です。

- | | | | | | | | | | |
|------|-----|------|------|-----|------|------|-----|-------|-----|
| 北海道 | 宮城県 | 秋田県 | 福島県 | 茨城県 | 栃木県 | 群馬県 | 埼玉県 | 千葉県 | 東京都 |
| 神奈川県 | 新潟県 | 福井県 | 山梨県 | 長野県 | 岐阜県 | 静岡県 | 愛知県 | 三重県 | 滋賀県 |
| 京都府 | 大阪府 | 兵庫県 | 奈良県 | 鳥根県 | 岡山県 | 広島県 | 徳島県 | 高知県 | 福岡県 |
| 佐賀県 | 長崎県 | 熊本県 | 大分県 | 宮崎県 | 鹿児島県 | 札幌市 | 仙台市 | さいたま市 | 千葉市 |
| 横浜市 | 川崎市 | 相模原市 | 新潟市 | 静岡市 | 浜松市 | 名古屋市 | 京都市 | 大阪市 | 堺市 |
| 神戸市 | 岡山市 | 広島市 | 北九州市 | 福岡市 | 熊本市 | | | | |

共同発行市場公募地方債※を発行する地方公共団体は、上記のうち、下線が引かれている36の団体です。

※ 共同発行市場公募地方債は地方公共団体が共同して発行する債券で、平成15年4月から毎月発行されています。各団体は、毎月、発行額全額について連帯債務を負います。

令和元年度市場公募地方債発行予定額（借換分を含む）



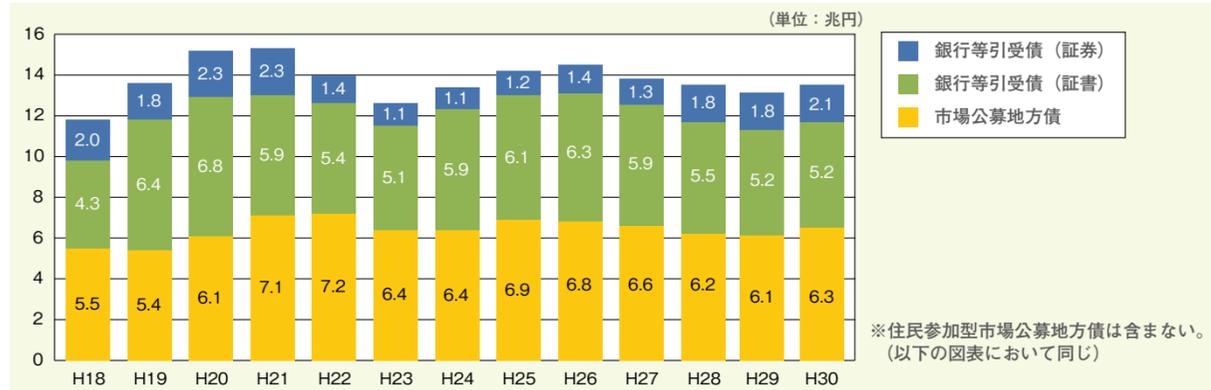
銀行等引受地方債とは？

地方公共団体が、指定金融機関等から引受け又は借入れの方法により発行する地方債です。銀行等引受地方債は、証券発行の方法によるものと証書借入の方法によるものがあり、既発行分のうち市場に流通しているものは購入することができます。

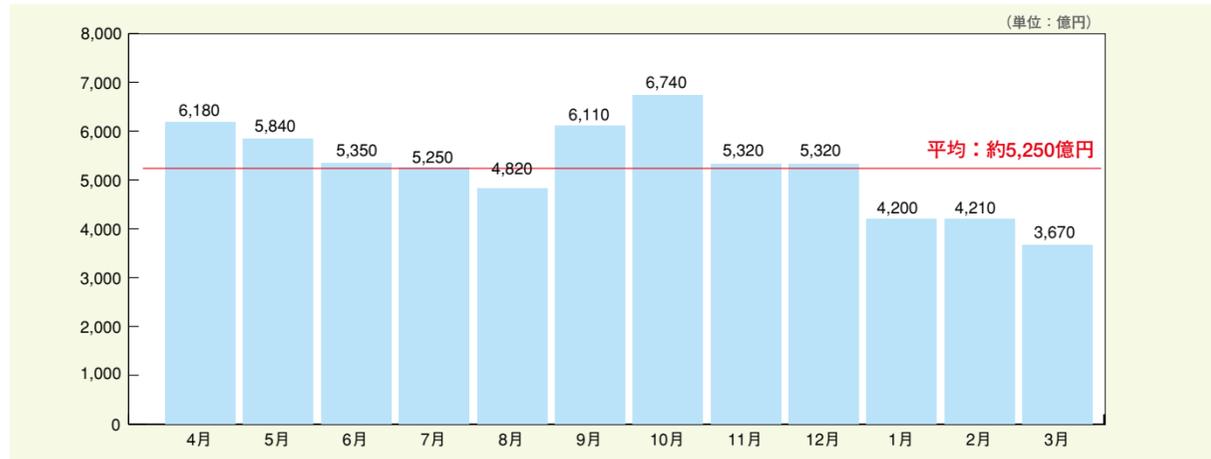
② 市場公募地方債の特徴

市場公募地方債は、毎月平均約 5,250 億円（平成 30 年度）の規模を安定的かつ多様な年限で発行しており、全体としてのロットの大きさと流動性の高さが特徴です。市場公募地方債の発行残高は増加しており、平成 30 年度末においては約 60 兆円の規模となっています。

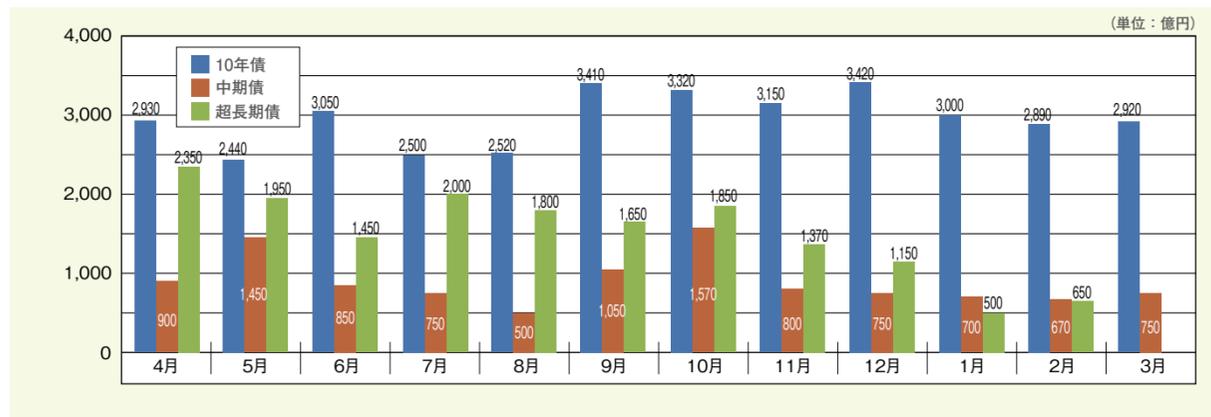
市場公募地方債・銀行等引受地方債の発行額の推移



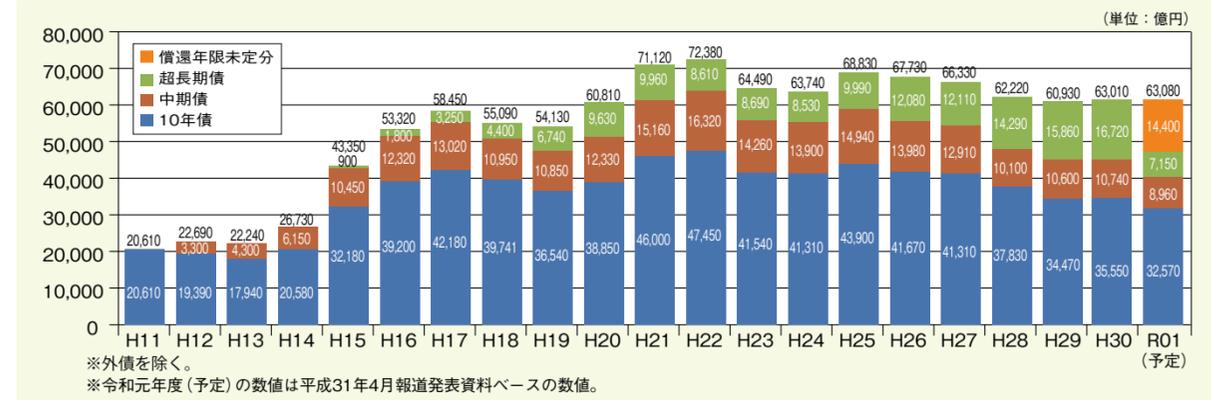
市場公募地方債の月別発行実績 (平成30年度)



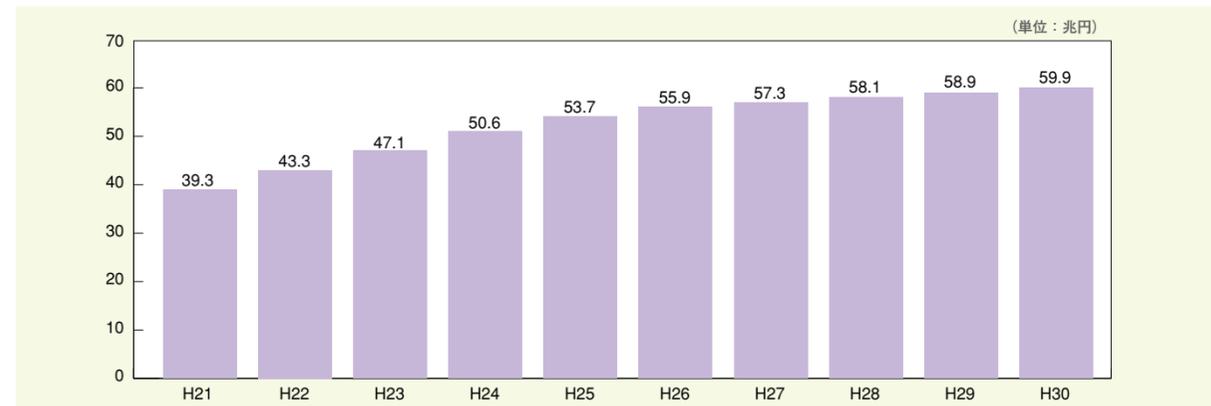
市場公募地方債の月別償還年限別発行実績 (平成30年度)



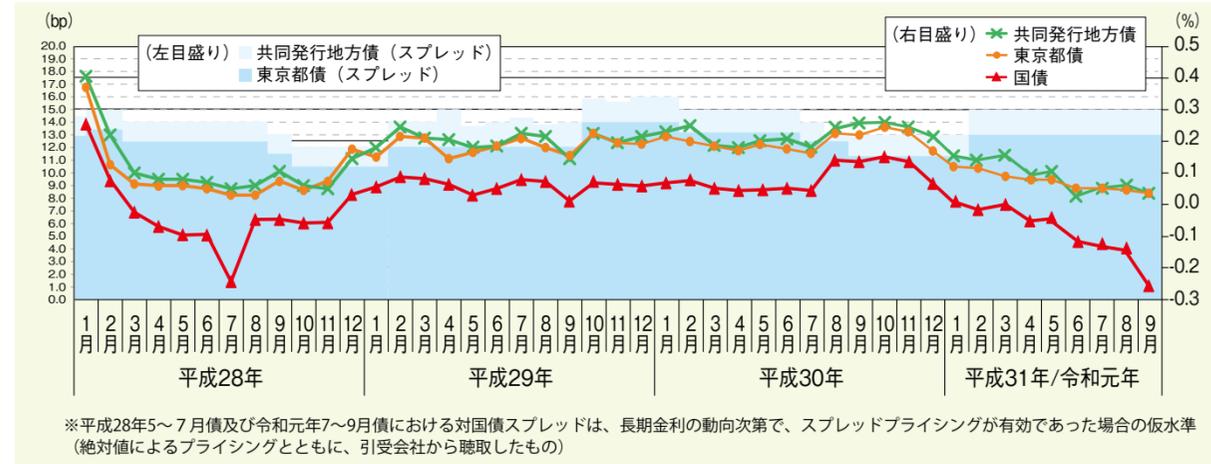
市場公募地方債の償還年限別発行額推移



市場公募地方債の発行残高の推移



市場公募地方債(10年債)の利回り及び対国債利回り格差の推移



③ 市場公募地方債の発行に関する情報

総務省では、ホームページ等を通じて市場公募地方債の発行に関する情報提供を行っています。市場公募地方債発行団体連絡協議会、共同発行団体連絡協議会及び地方債協会のホームページでは、市場公募地方債の発行条件決定予定日、発行予定団体及び月別発行予定額等の情報を提供しています。

関係団体のホームページ

- ・総務省 <http://www.soumu.go.jp/>
- ・市場公募地方債発行団体連絡協議会 <http://www.shijokoubu.jp/>
- ・共同発行団体連絡協議会 <http://www.kyodohakko.jp/>
- ・一般財団法人地方債協会 <http://www.chihousai.or.jp/>

地方債の安全性

地方債の安全を守る仕組み（概観）

地方債の元利金は、以下の仕組みのもと確実に償還され、BIS規制の標準的な手法におけるリスク・ウェイトは、国債と同じく0%とされています。

1 地方債の元利償還に対する国の財源保障

- 自らの課税権に基づいて地方税収入を確保 ▶▶▶ P6~7 参照
 - 地方財政計画の歳出に公債費（地方債の元利償還金）を計上
 - 公債費を含めた歳出総額と歳入総額が均衡するよう地方交付税の総額を確保
 - 地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入
- 地方債の元利償還に必要な財源を国が保障

2 早期是正措置としての起債許可制度

- 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体に対する起債制限 ▶▶▶ P8 参照
 - 赤字団体への起債制限
- 個々の地方公共団体が地方債の元利償還に支障を来さないよう、地方債の発行を事前に制限

3 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行

- 財政指標の公表による情報開示の徹底 ▶▶▶ P8~9 参照
- 財政指標が早期健全化基準以上となった団体について自主的な改善努力に基づく財政健全化
- 財政指標が財政再生基準以上となった団体について国等が関与した財政再生

1 地方債の元利償還に対する国の財源保障

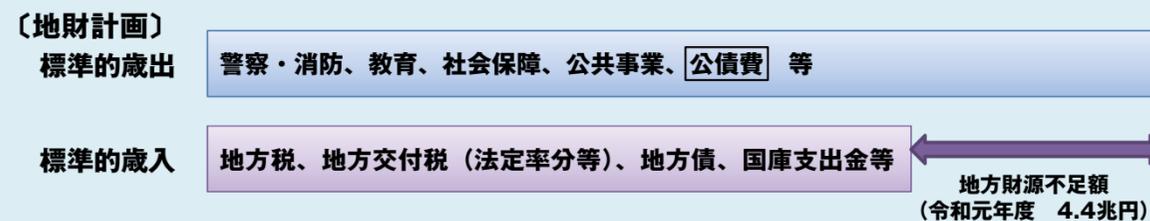
地方債の新規発行額及び元利償還金（公債費）の総額は、国が策定する地方財政計画の歳入及び歳出にそれぞれ計上し、この公債費を含めた地方財政計画の歳出を歳入と均衡させることにより、マクロベースでの財源保障を行います。

具体的には、国は、毎年度、地方財政計画の策定過程において、地方の歳入と歳出がバランスするように地方財源を確保する対策を講じ、最終的には国から地方に交付する地方交付税の総額を確保することを法律に定めます。

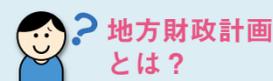
そして、地方交付税の算定において標準的な財政需要額（基準財政需要額）に地方債の元利償還金の一部を算入することにより、個々の地方公共団体の地方債に対する元利償還金の財源を措置することで、ミクロベースでの財源保障を行います。

なお、国は、このように策定された地方財政計画の歳入に計上された地方債の新規発行額などをもとに地方債計画を策定します。

地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障



地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障



地方交付税法第7条の規定に基づき、毎年度内閣が作成し、国会に提出するとともに一般に公表する計画であり、翌年度の地方公共団体（普通会計）における歳入歳出総額を見込むものです。

地方財政計画における主な歳入項目は、地方税・地方譲与税、地方交付税、国庫支出金及び地方債で、主な歳出項目は、給与関係経費、一般行政経費、投資的経費及び公債費です。このうち、歳入の地方債の額は、地方債計画における普通会計分の地方債の額と一致します。



地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるように財源を保障するため、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税」（地方の固有財源）です。

地方交付税の総額は、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合（注）並びに地方法人税の全額を基本にしつつ、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積もりに基づきマクロベースで毎年度決定されます。（注）所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の20.8%（令和元年度）

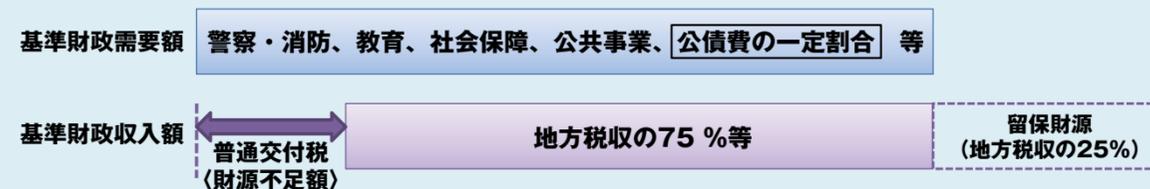
〈根拠条文〉

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

地方債の元利償還金の地方交付税措置によるミクロベースでの財源保障



基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、ミクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

② 早期是正措置としての起債許可制度

地方債協議制度においては、地方債の信用維持等のため、「元利償還費」又は「決算収支の赤字」が一定水準以上となった地方公共団体は、地方債の発行に許可を要することとする等の早期是正措置を講じています。

■ 実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は、許可が必要です。

実質公債費比率が18%以上25%未満の団体は公債費負担適正化計画の内容及び実施状況に応じ、25%以上35%未満の団体は財政健全化計画の内容及び実施状況に応じ、それぞれの許可基準による許可が必要となります。(令和元年度地方債同意等基準)

実質公債費比率とは？

公債費相当額（地方債の元利償還金及び元利償還金に準ずるもの）による財政負担の度合いを客観的に示す指標として、地方債の協議制度において許可団体への移行に係る基準に用いるものであり、その枠組みは地方財政法等に定められています。具体的には、公債費相当額に充当された一般財源の額が標準財政規模に占める割合を表すものです。

なお、実質公債費比率の算定においては、算定式の指標の一つである地方債の元利償還金に、減債基金への積立不足額を考慮して算定した額を加算することで、当該積立不足額が増加するにつれて実質公債費比率が上昇する仕組みを採用しています。この仕組みを踏まえて、地方公共団体において減債基金への積立てが計画的になされることにより、地方債の償還確実性を支えています。

● 実質公債費比率が18%以上である団体の状況

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
H28年度決算	3/47	0/20	7/794	5/927	15/1,788
H29年度決算	2/47	0/20	8/794	5/927	15/1,788
H30年度決算	1/47	0/20	5/794	3/927	9/1,788

※「平成30年度決算」は、速報値（令和元年9月30日公表）。

■ 一定以上の実質赤字額が生じた地方公共団体は、許可が必要です。

一定以上の実質赤字額とは、標準財政規模（標準税率により算出された地方税に普通交付税等を加えた一般財源の規模）の額に応じ、段階的に設定されます。具体的には、①標準財政規模500億円以上の地方公共団体は標準財政規模の40分の1、②標準財政規模500億円未満200億円以上の地方公共団体は標準財政規模の額に1,000億円を加えた額の120分の1、③標準財政規模200億円未満50億円以上の地方公共団体は標準財政規模の額に100億円を加えた額の30分の1、④標準財政規模50億円未満の地方公共団体は標準財政規模の10分の1となります。(地方財政法施行令第22条)

● 一定以上の実質赤字額が生じた団体の状況

	都道府県	政令市	市区	町村	合計
H30年度決算	0/47	0/20	0/794	0/927	0/1,788

※1 「平成30年度決算」は、速報値（令和元年9月30日公表）。

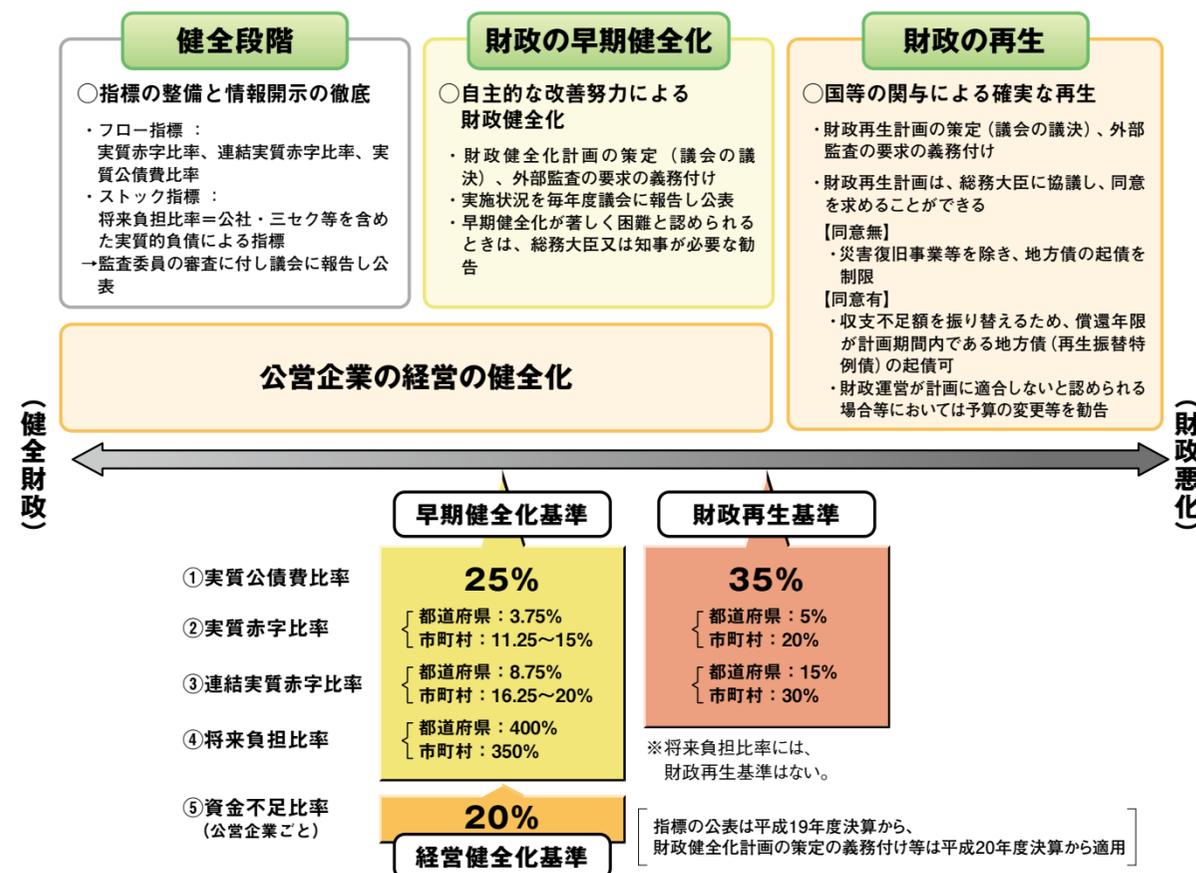
※2 平成28年度は該当団体なし。平成29年度は町村が1団体のみ該当。

③ 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、地方公共団体の債務を幅広くより的確に捉えた指標が公表され、財政状況のディスクロージャーが促進されています。

各地方公共団体において、次頁の図にある①実質公債費比率から⑤資金不足比率までの指標のうち、①～④のいずれかの指標が早期健全化基準以上となった場合は、自主的な改善努力による財政の早期健全化が行われ、①～③のいずれかの指標が財政再生基準以上となった場合は、国等の関与による確実な財政の再生が行われます。

また、実質公債費比率が35%以上の団体等は、同法に基づく財政再生計画の策定が義務づけられ、当該計画について総務大臣の同意を得ない限り、地方債の発行が制限されます。(災害復旧事業費の財源とする場合等を除く)



実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率とは？

■ 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化したもので地方公共団体の財政的な健全性を測るための基礎的な指標ともいえます。

■ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。一般会計等を対象としている実質赤字比率に対して、連結実質赤字比率は、全ての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化しており、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえます。

■ 将来負担比率

一部事務組合や地方公社・第三セクター等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（将来負担額）の標準財政規模に対する比率であり、将来財政を圧迫する度合いを表すものです。

なお、平成28年度決算から、将来負担額の内訳に、①第三セクター等に対する短期貸付金、②不動産の信託に係る負債が追加されました。

● 健全化判断比率が早期健全化基準以上である団体数 平成30年度決算（速報値）

	実質公債費比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	将来負担比率
都道府県（47団体中）	0	0	0	0
政令市（20団体中）	0	0	0	0
市区（794団体中）	1(1)	0	0	1
町村（927団体中）	0	0	0	0
合計（1,788団体中）	1(1)	0	0	1

※（）内の数値は、財政再生基準以上である団体数であり、内数である。

地方債の協議制度・事前届出制度について

Q&A

地方公共団体は、原則として、国又は都道府県との協議を経ることで地方債を発行することができます。ただし、実質公債費比率が18%以上の地方公共団体が発行する場合（P8参照）や、標準税率未満団体が公共施設等の建設事業（地方財政法第5条第5号）の財源として発行する場合には、例外的に、国又は都道府県の許可を得なければ地方債を発行できません。

また、平成24年度から、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、一定の要件を満たす団体が発行する地方債（民間等資金等）については原則として協議を不要とし、事前届出のみで発行できるとする事前届出制度が導入されました（平成28年度には、地方債の協議不要基準の緩和（実質公債費比率16%→18%）や、届出対象の拡大を実施）。

協議制度の概要

- ① 協議
地方債を発行する場合、都道府県・指定都市は総務大臣、市町村・特別区等は都道府県知事との協議が必要。
- ② 同意のある地方債に対する公的資金の充当
地方公共団体は、協議で総務大臣又は都道府県知事が同意した地方債にのみ、公的資金を充当できる。
- ③ 同意のある地方債の元利償還金の地方財政計画への算入
総務大臣又は都道府県知事が同意した地方債の元利償還金は、地方財政計画に算入される。
- ④ 同意のない地方債を発行する場合の議会報告
総務大臣又は都道府県知事の同意を得ずに地方債を発行する場合、地方公共団体の長はあらかじめ議会に報告する必要がある。
- ⑤ 同意基準及び地方債計画
総務大臣は、毎年度、協議における同意基準及び地方債計画を作成し公表する。

事前届出制度の概要

以下の①から④までの要件を満たす地方公共団体が民間等資金等^{*}を借入先として地方債を発行する場合は、原則として、協議を不要とし、事前届出のみで発行できる。届出のあった地方債のうち、協議を受けたならば同意すると認められるものは、その元利償還金を地方財政計画に算入する。

- ① 実質公債費比率が18%未満であること
 - ② 実質赤字額が0であること
 - ③ 連結実質赤字比率が0%であること
 - ④ 将来負担比率が都道府県及び政令指定都市にあっては400%未満、一般市区町村にあっては350%未満であること
- ^{*}民間等資金等とは、民間等資金のほか、公的資金のうち特別転貸債と国の予算等貸付金債をいう。

地方債協議制度のしくみ



※1 総務大臣等の同意(許可)のある地方債に対し、公的資金の充当、元利償還金の地方財政計画への算入
 ※2 届出をした地方債(民間等資金等)のうち協議を受けたならば同意をすると認められるものに対し、元利償還金の地方財政計画への算入

Q1 民間企業と同じで、財政状況の悪い地方公共団体ほど信用力に問題があるのではないですか？

A. 地方債は、当事者間で合意した場合等を除き、当初の約定通り支払われるものです。現行の地方債制度においては、地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて、元利償還に要する経費について所要の財源を確保します。また、実質公債費比率等の財政指標が一定の基準以上となった地方公共団体について、段階的に早期是正措置としての起債許可制度、財政の早期健全化制度、財政再生制度を設けています。そのため、発行体である地方公共団体の財政状況が悪化した場合であっても、これらの制度を通じて財政運営の健全性の確保が図られます。

Q2 地方公共団体も民間企業のように破産をするのですか？

A. 地方公共団体は、民間企業とは異なり、破産法の適用がなく、現行法制上は、破産することはありません。また、平成21年4月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、地方公共団体は、①財政の健全性に関する複数の比率の公表、②財政状況の悪化により比率が一定の基準以上となった場合には財政の早期健全化又は財政の再生を図るための計画の策定が義務づけられています。

Q3 第三セクターや土地開発公社の債務が地方公共団体の財政運営に悪影響を及ぼすのではないですか？

A. 第三セクターや土地開発公社の債務について、地方公共団体は出資や損失補償等を行っており、その財政運営に影響を及ぼす可能性があります。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」のもとで、こうした債務を含めた実質的な負債に係る指標を「将来負担比率」として整備し、その情報開示や指標に応じた早期健全化措置により地方公共団体の財政運営の健全性の確保が図られます。なお、平成28年度決算から、第三セクター等に対する短期貸付金等も実質的な負債に含まれることとなっております。

Q4 各発行団体が個別に条件交渉を行うことにより、地方公共団体間の資金調達コストに差がついていますが、これは信用力に差があることを意味するのではないですか？

A. 地方債は、どの地方公共団体が発行する場合においても、課税権、財源保障制度、早期是正措置としての起債許可制度、財政の早期健全化制度及び財政再生制度を通じて確実に元利償還が行われる仕組みとなっており、市場公募地方債の条件交渉を個別に行うことによって、各発行団体の信用力に影響が及ぶことはないと考えています。

Q5 臨時財政対策債を増発していることにより、各地方公共団体の財政運営に支障が生じているのではないですか？

A. 臨時財政対策債は、地方財政収支の不足額を補てんするため、各地方公共団体が特例として発行してきた地方債です。その元利償還金相当額については、全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入することとされ、各地方公共団体の財政運営に支障が生じることのないよう措置されています。